

食と地域の交流促進対策交付金公募要領 (食と地域の交流促進支援対策)

1 はじめに

近年、農村地域は、農業所得の減少、担い手不足の深刻化、これらに伴う活力の低下など厳しい状況に直面している一方、都市においては、「ゆとり」や「やすらぎ」などを与える都市と農山漁村の交流に対するニーズが高まっているところです。

このような中、昨年10月に決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」(食と農林漁業の再生推進本部決定。 <http://www.maff.go.jp/j/kanbo/saisei/pdf/shiryo1.pdf>) においては、「消費者との絆の強化」を図るため、「地域の力が総合的に発揮されるよう、都市住民のライフスタイルを変える市民農園、グリーン・ツーリズムの活用や企業や消費者が農林漁業を支援する仕組みの導入等を推進する」こととされたところです。

このため、グリーン・ツーリズムなど食を始めとする豊かな地域資源を活かし、創意工夫に富んだ集落ぐるみの都市農村交流などを促進することが重要であり、こうした取組を推進し、農林漁業者の所得向上や集落の維持・再生を図る必要があります。

食と地域の交流促進対策交付金(以下「本交付金」という。)では、創意工夫に富んだ集落ぐるみの都市農村交流等を促進する取組を支援します。

この支援の対象団体、要件、応募手続等については、この要領をご覧ください。

なお、本交付金の交付を希望する場合は、必要な提出書類を下記の公募期間内に御提出願います。

公募期間：平成24年4月13日(金)から平成24年5月7日(月)まで

2 対象事業

公募する内容は、「食と地域の交流促進対策交付金(定めているものを記載)」のうちの「食と地域の交流促進支援対策」(以下「本事業」という。)とし、次に掲げる取組のいずれかについて、専門的・技術的課題の調査・検討を行い、その成果が全国に拡大する民間団体の活動を支援します。

- (1) 子ども交流の推進
- (2) 観光と連携した都市農村交流(グリーン・ツーリズム)
- (3) 観光と連携した都市農村交流(グリーン・ツーリズム)による訪日外国人の誘客の促進
- (4) 農村環境の活用推進
- (5) 都市農業の振興推進
- (6) 地方圏における市民農園の推進
- (7) 都市農地の確保・保全

なお、これらの取組の詳細は、別紙1を参照してください。

また、取組の実施期間は1年以内です。

3 応募方法

応募は、4の本交付金の対象となる団体が、(1)の①の提案書を提出することにより行ってください。

(1) 応募に必要な書類（以下「提案書等」という。）

① 食と地域の交流促進対策交付金（食と地域の交流促進支援対策）事業実施提案書（以下「提案書」という。）

※ 農林水産省ホームページ（<http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>）からダウンロードし、様式に従って作成してください。

② 本交付金の申請者（以下「申請者」という。）の組織、活動内容などを示す資料〔①の提案書に添付〕

(ア) 設立趣意書定款、寄附行為、規約など

(イ) 申請者の活動内容の概要が分かる資料

(ウ) 過去3年間の事業報告（国、地方公共団体等公的機関から助成を受けた事業の実績その他事業の実績が確認できる資料を必ず提出してください。

(エ) についても同様。）

(エ) 過去3年間の収支決算（決算書、貸借対照表及び損益計算書）

(オ) 役員、職員名簿、組織図等

(カ) 取組を主導する運営責任者（プロジェクトマネジャー）のこれまでの取組実績、履歴、提案内容の実施に必要なノウハウ、知見、マネジメント能力の判断に資する資料

なお、申請者及び団体に参加する構成員又は参加する見込みの構成員が、過去1年間に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第17条の規定により交付決定の取消を受けた事実がある場合は、取消を受けた時期及び事実内容を提案書に記載してください。

(2) 提案書等の提出方法等

① 提出方法

15に定めるお問い合わせ先に御持参又は御郵送願います。

② 提出期限

平成24年5月7日（月）17時まで

（郵送の場合は平成24年5月7日（月）（消印有効））

③ 提出に当たっての留意事項

ア 提出する提案書等は、1団体につき1点に限ります。

イ 提出部数は1部です。

なお、提案書等に要する一切の費用は申請者の負担とし、提案書等の返却は行いません。

4 本交付金の対象となる団体

本事業を実施することができる団体は以下のとおりです。

なお、共同提案を行う場合にあっては、各構成員の全てが次の団体のいずれかに属することが必要です。

- (1) 農業協同組合、農業協同組合連合会
- (2) 森林組合、森林組合連合会、生産森林組合
- (3) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合
- (4) 全国農業会議所、都道府県農業会議、農業委員会
- (5) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。）
- (6) 農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）ただし、構成員に3戸以上の農家を含み、かつ、当該農家が議決権の過半を占める等、当該法人の事業活動を実質的に支配すると認められる法人とする。）
- (7) 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条2項に規定する法人をいう。）
- (8) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人又は特例財団法人
- (9) 土地改良区、土地改良事業団体連合会
- (10) 地方公共団体等が出資する団体（地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその施策活動を実質的に支配することができるものと認められる法人又は特例社団法人若しくは特例財団法人のうち、年間収入額に占める国からの補助金・委託費の割合が3分の2を上回ることが見込まれる法人を除く。）
- (11) 商工会、商工会連合会、商工会議所、商工会議所連合会
- (12) 観光協会、旅行業者が組織する団体
- (13) 民間企業（取組内容が自社商品の販売を専ら行うなど、自らの営利目的にとどまるものでないこと。）
- (14) その他農村振興局長が特に必要と認める団体

5 交付金の交付の対象となる経費

提案された2の取組に直接必要となる経費が交付金の交付の対象になります。具体的な交付金の交付の対象となる経費は、別紙2のとおりです。

6 交付金の交付の対象とならない経費

上記5の経費以外の経費（本事業の実施団体の経常的運営に要する経費等本事業の実施に直接関係しない経費）は交付金の対象にはなりません。

7 交付金の交付の額

交付される交付金は、次のとおり定額で交付します（交付目的に従い、上記5の

交付金の交付の対象となる経費を補助事業で支出した場合、下記の各上限額まで全額交付します。)

- (1) 子ども交流推進（子ども農山漁村交流プロジェクト）は、1事業実施主体当たり1,500万円を上限とします。
- (2) 観光と連携した都市農村交流推進（グリーン・ツーリズム）は、1事業実施主体当たり1,000万円を上限とします。
- (3) 観光と連携した都市農村交流（グリーン・ツーリズム）による訪日外国人の誘客の促進は、1事業実施主体当たり970.6万円を上限とします。
- (4) 農村環境の活用推進は、1事業実施主体当たり3,600万円を上限とします。
- (5) 都市農業の振興推進は、1事業実施主体当たり1,300万円を上限とします。
- (6) 地方圏における市民農園の推進は、1事業実施主体当たり400万円を上限とします。
- (7) 都市農地の確保・保全是、1事業実施主体当たり200万円を上限とします。

ただし、交付金の交付の対象となる経費の算定に誤りがないかどうか等を審査した上で交付金額を決定するため、申請者により提案された額より減額されることがあります。

また、補助事業により収益が生じた場合は、その収益に相当する額を減額して交付しますのでご注意ください。

8 説明会の開催

- (1) 本事業に関する説明会を次のとおり開催します。

日 時 平成24年4月18日（水）13:30～17:55

場 所 農林水産本省農村振興局第2会議室（地下1階 ドアNo.本-048）

- ① 13:30～13:55 子ども交流の推進
- ② 14:00～14:25 観光と連携した都市農村交流（グリーン・ツーリズム）
- ③ 15:30～15:55 観光と連携した都市農村交流（グリーン・ツーリズム）
による訪日外国人の誘客の促進
- ④ 16:00～16:25 農村環境の活用推進
- ⑤ 16:30～16:55 都市農業の振興推進
- ⑥ 17:00～17:25 地方圏における市民農園の推進
- ⑦ 17:30～17:55 都市農地の確保・保全

- (2) 会議室の都合により出席者は各団体1名程度とします。
- (3) 説明会への出席は応募条件としません。

9 審査ヒアリング

申請者より提出された提案書等を審査するに当たり、必要に応じて申請者から提案書の内容についてヒアリングすることがあります。

なお、ヒアリングを行う場合は、事前に申請者に連絡いたします。

10 提案書の選定及び交流促進計画の承認

(1) 提案書の選定等

提案書の選定については、選定審査委員会を設置し、(2)の観点から提案書の審査を行い、予算の範囲内で、農村振興局長が選定します。申請者より提出された提案書が選定された場合は採択通知書を、不採択の場合は不採択通知書を申請者宛てに通知します。

また、選定の際、採択通知書を通知した者に対し、(3)の交流促進計画の承認申請に当たり条件を付すことがあります。

なお、採択通知書を受けた者の辞退などがあった場合は、これに伴い、不採択通知書を受けた者に採択通知書を通知する場合があります。その際は、事前に該当する者に御連絡致します。

(2) 審査の観点

- ① 事業の趣旨、目的の理解度
- ② 事業の実現性と効率性
- ③ 事業遂行のための技術力、組織運営の妥当性
- ④ 別紙1の取組内容のそれぞれに対する実施手法の妥当性、取組の効果

(3) 交流促進計画の承認

本交付金の申請者は、提案書の選定後1月以内に交流促進計画を農村振興局長に提出し、その承認を受けてください。

なお、提案書の選定後、内容や対象経費の精査などのため、ヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの日時などについては、事前に申請者に御連絡いたします。

11 交付金の支払手続

交流促進計画を承認したときは、農村振興局長より本交付金の申請者に対して交付金割当通知を送付し、提案された本事業の取組に割当される交付金の交付の額をお知らせします。

本交付金の申請者は、割当された額を踏まえ、「食と地域の交流促進対策交付金交付要綱」(平成23年4月1日付け22農振第2359号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)第5に定める交付金交付申請書を作成し、農村振興局長に提出してください。

その後、農村振興局長から発出される本交付金の交付決定通知が送付された後に、本交付金の対象となる本事業を開始することができます。なお、これ以前に発生した経費や本事業の実施終了後に発生した経費は、交付金の交付の対象になりません。

本交付金の支払方法は本事業の実施終了後の精算払を原則とします。なお、支払に関する手続は以下のとおりです。

- ・ 申請者は、毎年度事業実施年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1か月を経過した日のいずれか早い日までに、領収書等の写しを添付して、交付要綱に定める実績報告書を作成し、農村振興局長に提出してください。
- ・ その後、農村振興局長により、提出された当該実績報告書と領収書等の写しに

ついて審査し、交付決定額の範囲内で、実際に使用された経費について交付する額を確定し、確定通知の送付により交付金が支払われます。

12 本事業実施に当たっての留意事項

(1) 交付金の経理

交付金の交付に当たっては、どのような目的で、いつ支出されたか、いくら支出されたかなどについて明らかにしていただく必要があります。

したがって、交付金の申請者は、本交付金の事業とそれ以外の活動に係る経理を明確に区分しておく必要があります。本交付金の事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、この収入及び支出についての証拠書類及び関係資料を整理し、一定期間整備保管しておく必要があります。

(2) 交流促進計画を変更する場合の手続

以下に該当する場合については、農村振興局長に交流促進計画を提出し、その承認を受ける必要があります。

- ① 事業費の3割を超える増減
- ② 事業実施主体又は事業実施期間の変更
- ③ 事業の廃止

(3) 人件費の算定

本交付金に係る本事業の実施に当たり、人件費を補助の対象とする場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、人件費を算定しなければなりません。

14 その他留意事項

本交付金の応募に当たっては、「食と地域の交流促進対策交付金実施要綱」（平成23年4月1日付け22農振第2356号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び「食と地域の交流促進対策交付金実施要領」（平成23年4月1日付け22農振第2357号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）を必ずお読みください。

本交付金は、補助金適正化法等の法令、実施要綱、実施要領等の通知に従って実施されるものです。これらに違反して本事業を実施することはできませんので御注意願います。

(1) 交付金の返還について

交付金の交付決定以前に本事業に着手するなど補助金適正化法に違反して交付金を使用した場合は、交付金の交付決定が取り消され、受け取った交付金の全部又は一部について返還を求めることがありますので御注意願います。

(2) 罰則について

不正な手段により交付金の交付を受けるなどした場合は、懲役又は罰金の刑が科せられることがありますので御注意願います。

本事業の実施に当たり、調査等を行う場合がありますので、御協力をお願いし

ます。

15 お問い合わせ先及び提案書等提出先

お問い合わせについては、以下の連絡先に電話かFAXをしていただきますようお願いいたします。

また、提案書等の提出先は、以下のとおりです。

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL : 03-3502-8111

(内線5447, 5451)

Fax : 03-3595-6340

別紙 1

取 組	内 容
① 子ども交流の推進	<p>子ども農山漁村交流プロジェクトの全国的な推進に当たって必要な、受入地域と小学校とのマッチングや相互の情報交流などに係る以下の取組</p> <p>① 平成23年度補助事業（食と地域の交流促進対策交付金（食と地域の交流促進支援対策））によって作成された事例集及び安全管理マニュアル※の普及・啓発。</p> <p>② 本プロジェクトの普及・啓発のためのシンポジウムの開催やホームページ、情報交換会などを通じた本プロジェクトの対象となる小学校と本プロジェクトの受入地域とのマッチング。</p> <p>③ 本プロジェクトの効果の調査・分析とその普及。 （東日本大震災の影響の調査・分析及び安全情報の周知を含む。）</p> <p>※ 関係資料リンク先 http://www.znk.or.jp/kodomo/</p>

取 組	内 容
② 観光と連携した都市農村交流（グリーン・ツーリズム）	<p>観光と連携した都市農村交流（グリーン・ツーリズム）を全国的に推進するために必要な、グリーン・ツーリズムの商品化の流通促進や農林漁家民宿の質の向上などに係る以下の取組</p> <p>① 集落等が開発したグリーン・ツーリズム商品についての国内旅行会社における商談会等旅行会社との連携（マッチング）。</p> <p>② 観光と連携した都市農村交流（グリーン・ツーリズム）の先導的な取組事例の収集及び普及・啓発（東日本大震災が農林漁家民宿に及ぼした影響に関する調査や復興に関する取組事例の収集及び普及・啓発を含む。）</p> <p>③ 全国の農林漁家民宿の品質向上を促進するため、平成23年度補助事業（食と地域の交流促進対策交付金（食と地域の交流促進支援対策））によって作成された農林漁家民宿の品質向上自己診断シート及びハンドブック※の普及・啓発。</p> <p>※ 関係資料リンク先 http://www.ohrai.jp/library/lowcarbon/jdr02800000dvw43.html</p>

取 組	内 容
<p>③ 観光と連携した都市農村交流（グリーン・ツーリズム）による訪日外国人の誘客の促進</p>	<p>グリーン・ツーリズムによる訪日外国人の誘客を全国的に促進するために必要な、魅力のあるグリーン・ツーリズムのコンテンツの検討や受入れのノウハウの整理などに係る以下の取組</p> <p>① 平成23年度補助事業（食と地域の交流促進対策交付金（食と地域の交流促進支援対策））で作成した訪日外国人旅行者集落受入マニュアルの周知。</p> <p>② 受入体制の構築のための集落等に対する研修会及びグリーン・ツーリズムに係る商品等についての集落等と旅行会社等とのマッチングの支援。また、集落等による旅行会社等に対するプロモーションの支援。</p> <p>③ ①及び②の成果を踏まえた訪日旅行外国人向けのパンフレットの作成及び集落向けインバウンドの普及・啓発。</p> <p>※ 関係資料リンク先 http://www.tourism.jp/publication/report/others/green-tourism.php</p>

取 組	内 容
<p>④ 農村環境の活用推進</p>	<p>集落、民間団体、行政等が協働して農村環境の活用や改善を図る活動を推進し、多様な主体が農村を支える仕組みを構築するために必要な、協働活動の事例の調査・研究や推進方策の検討などに係る以下の取組</p> <p>① 農業の体質強化や農村の高齢化の進展が農村環境に及ぼす影響についての調査及び課題の抽出（農業地帯別の代表的な地区を対象）。</p> <p>② ①の課題を踏まえた協働活動のモデル事例や受入れプログラムの調査・分析及び協働活動マニュアルの作成。</p> <p>③ ②で作成した資料を活用した集落向け研修会の開催、全国の協働活動実践者によるネットワークの構築に向けたイベントの開催などの協働活動の普及・啓発。</p> <p>④ 協働活動の実施に関心のある民間団体、集落等に係る実施体制の整備、協定の締結、活動の実践などの支援。</p>

取 組	内 容
⑤ 都市農業の振興推進	<p>都市農業の振興を図るために必要な、都市農地が有している多面的な機能の重要性に関する様々な側面からの調査・分析、それらの重要性に対する国民の理解の醸成などに係る以下の取組</p> <p>① 大雨時の雨水の貯留・浸透や市街地の湛水の軽減など都市農地が有する機能に関する評価手法についての調査・研究。</p> <p>② 都市の空き地が果たした防災空間としての機能（震災時の一時避難場所の確保、仮設住宅用地の確保、延焼の防止、飲み水・食料の確保等）に関する事例（阪神・淡路大震災、東日本大震災等）の調査・分析や今後の災害を見据えた都市農地の保全に関する調査・研究。</p> <p>③ 都市農地のやすらぎや潤いの創出機能に関する効果や地価への影響の調査・分析及び都市農地の保全の在り方についての調査・研究。</p>

取 組	内 容
⑥ 地方圏における市民農園の推進	<p>地方圏における市民農園を開設するために必要な、都市住民のニーズに対応した管理人付市民農園、体験農園など事例の調査・研究や品質の高い市民農園の開設などに係る以下の取組</p> <p>① 地方圏における市民農園に求められている利用者のニーズや市民農園の質的向上に向けた事例の調査・取りまとめ。</p> <p>② 質の高い市民農園等の開設を支援するためのマニュアルの作成及びその普及・定着。</p>

取 組	内 容
⑦ 都市農地の確保・保全	<p>都市における農家が置かれた様々な条件に応じた都市農業の経営や都市農地の保全の取組の類型化など、都市農地の長期的な確保・保全に必要な以下の取組</p> <p>① 都市農家が保有する農地等の状況、これらの経済評価や収益、相続の時期等に応じて農業経営を類型化し、農業振興・農地保全の観点から、不動産経営との兼業の在り方について検証・分析。</p> <p>② ①の結果を基に、土地価格の低迷、不動産需要の減少の中で、都市農地の保全、農地への転換の優位性、合理性等について整理するとともに、農家や行政等を対象とする広報資料の作成。</p>

別紙2

食と地域の交流促進対策交付金（食と地域の交流促進支援対策）の対象経費

区 分	経 費
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費、特別旅費（委員等旅費、研修旅費、日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車輛燃料費、食糧費（会議で供する茶等とし、懇親会等における飲食費用は含まれない。）、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費
9 報酬	技術員手当（給料、職員手当）（本事業の業務を実施するための労働の対価として労働時間に応じて支払う経費（退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料
11 補償費	借地料等
12 資材等購入費	資材購入費、調査試験用資材費
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費
14 研修手当	実践研修に要する手当